

資料 3

水第 1954 号

令和 5 年 11 月 14 日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



内共第 5 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、別添写しのとおり、芦之湖漁業協同組合代表理事組合長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



芦之湖漁業協同組合(内共第 5 号)の遊漁規則の変更について

1. 変更の内容および理由等

(1) ワカサギ採卵期における一部区域の禁漁について

【内容】

芦ノ湖東岸にある蛭川養魚場周辺の一部区域(別紙 1)について、3月1日から4月30日までの期間、手釣、竿釣、曳縄釣を禁止する。

【理由等】

- ・芦之湖漁協では3～4月にわかさぎの増殖のために、運搬船による同養魚場への親魚の搬入や孵化仔魚の搬出放流、親魚の再放流等を行っている。
- ・近年、同区域には立ちこんで釣りをする遊漁者が増加しており、頻繁に行き来する運搬船との接触等を避けるため区域と期間を定めて禁漁とする。
- ・なお、令和5年9月にヒメマスの上旬期である10月1日から11月30日の期間、同区域での手釣、竿釣、曳縄釣を禁止しており、トラブル等の発生は確認していない。

(2) 遊漁料の額の変更について

【内容】

遊漁料の額を以下の通り変更する。

券種	新	旧	値上げ幅
日券・一般売り	1,800 円	1,500 円	+300 円
日券・現場売り	4,000 円	3,000 円	+1,000 円
年券	20,000 円	18,500 円	+1,500 円

【理由】

種苗代や電気代、燃料費等の高騰により増殖に係る費用が増加しており、遊漁料・賦課金収入との採算が合わないことから遊漁料の値上げを行う。

2. 遊漁規則の内容の妥当性

漁業法では、申請のあった遊漁規則が以下の各号に該当する場合、都道府県知事は認可しなければならないこととされています。

(1) 遊漁を不当に制限するものでないこと。

→遊漁を制限するものは、行使規則においても同様の内容で制限することから、遊漁を不当に制限するものではないと判断いたします。

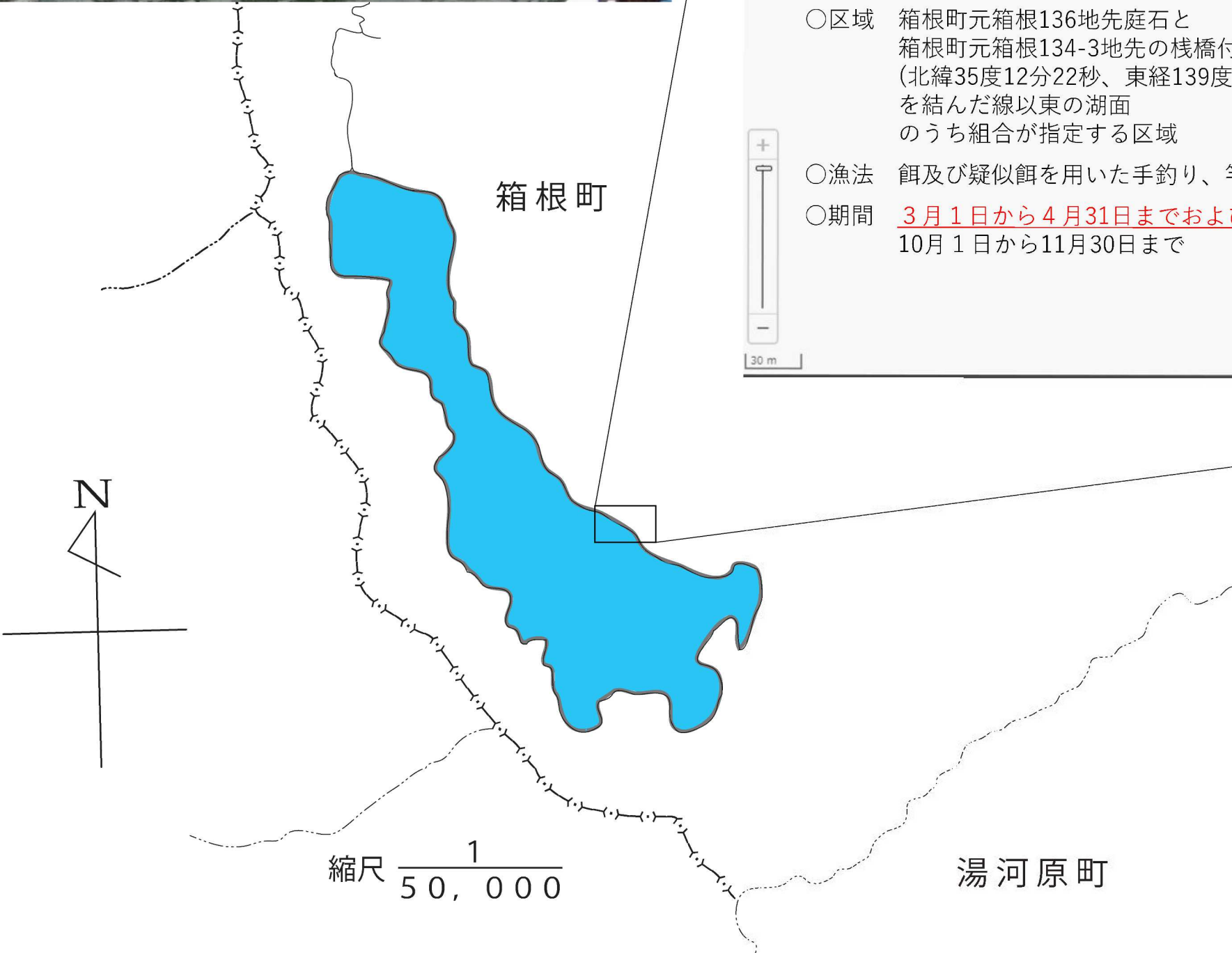
(2) 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

→令和6年度以降の遊漁料について再計算を行ったところ、いずれも妥当な遊漁料の額であると判断いたします(別紙2)

芦ノ湖 禁漁区設定 (蛭川)



2



芦之湖漁業協同組合 遊漁規則 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案			現 行				
第1条～第2条 (省略)			第1条～第2条 (省略)				
第3条1から5 (省略)			第3条1から5 (省略)				
6 この漁場区域で次のア欄に掲げる区域においてイ欄の漁法によってウ欄の期間中遊漁してはならない。			6 この漁場区域で次のア欄に掲げる区域においてイ欄の漁法によってウ欄の期間中遊漁してはならない。				
ア 区域	イ 漁 法	ウ 期 間	ア 区域	イ 漁 法	ウ 期 間		
三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面	餌を用いた手釣り、竿釣り	3月1日から 5月31日まで	三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面	餌を用いた手釣り、竿釣り	3月1日から 5月31日まで		
箱根町元箱根 136 地先庭石と箱根町元箱根 134-3 地先の棧橋付根(北緯 35 度 12 分 22 秒、東経 139 度 01 分 02 秒)を結んだ線以東の湖面のうち組合が指定する区域	餌及び疑似餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り	3月1日から 4月30日まで および 10月1日から 11月30日まで	箱根町元箱根 136 地先庭石と箱根町元箱根 134-3 地先の棧橋付根(北緯 35 度 12 分 22 秒、東経 139 度 01 分 02 秒)を結んだ線以東の湖面のうち組合が指定する区域	餌及び疑似餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り	10月1日から 11月30日まで		
第4条～第7条 (省略)			第4条～第7条 (省略)				
(遊漁料の額および納付の方法)			(遊漁料の額および納付の方法)				
第8条 第2条に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で、芦之湖漁業協同組合事務所(箱根町箱根561番地)、芦ノ湖水産センター(箱根町箱根184番地の1)、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)、その他組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき(一般売り)、または遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。			第8条 第2条に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で、芦之湖漁業協同組合事務所(箱根町箱根561番地)、芦ノ湖水産センター(箱根町箱根184番地の1)、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)、その他組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき(一般売り)、または遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。				
漁具漁法	魚 種	期 間	遊 漁 料	漁具漁法	魚 種	期 間	遊 漁 料
手釣り 竿釣り	やまめ、いわな、ひめます、にじます、ブラウトラウト、わかさぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス	1日	一般売り <u>1,800</u> 円	手釣り 竿釣り	やまめ、いわな、ひめます、にじます、ブラウトラウト、わかさぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス	1日	一般売り <u>1,500</u> 円
			現場売り <u>4,000</u> 円				現場売り <u>3,000</u> 円
曳縄釣り		1年	<u>20,000</u> 円	曳縄釣り		1年	<u>18,500</u> 円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規程にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

中学生、小学生および未就学の幼児		無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示したもの）	1日	一般売り <u>900</u> 円
		現場売り <u>2,000</u> 円
	1年	<u>10,000</u> 円

第9条～第12条 省略

附則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
2. この規則は令和5年 月 日から施行する。

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規程にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

中学生、小学生および未就学の幼児		無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示したもの）	1日	一般売り <u>750</u> 円
		現場売り <u>1,500</u> 円
	1年	<u>9,250</u> 円

第9条～第12条 省略

附則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
(新設)